



大城 節子 議員

仲泊小学校の門扉について

質 仲泊小学校の校門の門扉が2月頃から故障し、3か月以上も日夜開放の状態になっています。物騒な御時世、いつ不審者が侵入するとも限りません。学校責任者である校長先生もとても気にかけています。子供たちの安全面から早急に修理もしくは取り換えるべきだと思うが、当局の見解を伺う。

答 学校教育課長（親泊 誠）

仲泊小学校の門扉はこれまで何度か修繕を行ってまいりましたが部分修繕では限界がきている状況で現在、本体を取り換えるために、門扉のタイプの検討を終え業者に発注し制作ができ次第、設置を予定しています。



佐渡山 明 議員

恩納通信所跡地の墓地区域に浄化槽の建設は不可能と考えるが村の判断を伺う

質 恩納村環境保全条例に違反している手続きだと考えています。村民へ安心して利用できる墓地用地を提供することを目的として、平成17年に「恩納村墓地整備基本計画」をつくり上げました。条例に基づき、15行政区の墓地は、地域環境保全用域に決まりました。墓地区域内に浄化槽などの建設は不可能。考えを伺う。

答 村長（長浜 善巳）

平成7年に返還された軍用跡地として大規模な開発計画もあり、事業者と売買や賃貸契約された時点で墓地区域から外れると認識しており、浄化槽等の建設は可能と考えています。

提 学校というのは、子供たちが安全、快適に過ごせる教育環境であると親御さんたちは安心して登園、登校させていると思います。校門の門扉が故障し3か月以上も開放されているということは、いつ不審者が侵入するとも限りません。また子供たちが勝手に出ていってしまつて事故につながるかもしれません。いつも危機感、スピード感をもって対応してほしいと思います。

施政方針から文化の振興について

質 「文化財の保護、活用の推進に努めます」とありますが、恩納番所跡地の整備、ナビー屋敷跡地の整備についてはどのように考えているのか伺う。

答 社会教育課長（仲村 泰弘）

恩納番所跡地及び恩納ナビー生誕屋敷跡につきましては、村の歴史に触れる地域の大切な文化資源と認識しておりますが具体的な整備計画はございません。将来的な整備につきましては、企画課、商工観光課と情報共有を図りながら、地域住民と連携し理解を得た上で、その一帯を拠点とする文化振興による地域活性化に向け整備が図れないか、文化行政を担当する社会

教育課として考えています。

提 恩納番所跡地の整備やナビー屋敷跡地の整備については、これまで先輩議員の方から何度も質問があったと聞いています。私は令和6年の12月の定例議会で、番所跡地の見た目をきれいにしたいと質問しました。番所跡地は今、駐車場になっている現状です。番所跡、ナビー屋敷跡は徒歩で何分もかかりません。執行部の皆さん、足を運んで御覧になったことはありますか？御覧になって、どういふうに感じたのか。私は今回の質問で皆さんにお聞きしたいと思っています。

渡久地政信顕彰碑について

質 南恩納交差点に建立されている渡久地政信顕彰碑。1988年恩納村名誉村民（第1号）を与えられ顕彰碑のそばには踊り子の楽譜も設置されています。そこで踊り子の曲の音源を設置することはできないか、渡久地政信先生の偉業を後世に伝えることや、恩納村の観光の目玉として期待できると思いますが、当局の見解を伺う。

質 業者が土地を買ったら、墓地はリゾート用域になる。こんな条例の解釈はどこにあるのか。

答 企画課長（喜久山 隆）

しかるべき審議を経て変更していますので、全てが変更できるところではありません。

質 村の環境保全条例に照らし合わせてみて、いつ、誰が、南恩納区や墓地の地権者の同意を取らない中で、いかなる根拠をもって墓地を勝手にリゾート用域に変更されたのか。

答 企画課長（喜久山 隆）

墓地区域の中で土地の売買、賃貸借に双方の同意があれば可能である。

質 環境保全条例の目的は恩納村の美しい自然環境の保持と良好な集落環境の形成、村土の有効利用を図るため、土地利用の区分を定めて無秩序な開発を防止し、村民福祉に寄与することを目的にしています。その中の第6条の地域環境保全用域とは、御嶽や遺跡、史跡、墓地等は環境保全を優先に図るべき区域とすると条例に書いています。それを勝手に変更できるわけがない。それに、特定用域が返還された場合には、土地開発審議会に諮って、他の用域に組み

答 商工観光課長（城野 正和）

渡久地政信先生の偉業を、これからの世代に伝えていくことは、とても大切なことと思います。音楽には著作権などの大事な権利が関わっているため、関係する機関と調整する必要があります。そういった権利の内容や、地域の皆さんの意見を確認し、設置に向け検討していきたいと思っています。



隣接する踊り子の楽譜



渡久地政信顕彰碑

答 村長（長浜 善巳）

我々も手続きに則って、この事業は進めてきたところです。

質 恩納通信所返還跡地開発基本合意書に違反しています。第3条の7項では、既存墓地の保全・移設等については地主会、墓地所有者、南恩納区、行政機関と協議すると書いています。一度も協議がない中で進めてよいのですか。

答 企画課長（喜久山 隆）

墓地の保全の観点から、事前に説明があるべきだと考えています。



▲村指定南恩納墓地区域 ▲(南恩納)現在の墓地区域 ▲(ベルジャヤ)浄化槽の計画図面